

こうえきざいだんほうじんとよはししこくさいこうりゅうきょうかいこうしはけんじんざい せいどようこう
公益財団法人豊橋市国際交流協会講師派遣人材バンク制度要綱

もくてき
(目的)

だい じょう このようこうは、ほんし たぶんかきょうせい ちいき およ かくさいこうりゅうかつどう すいしん
第1条 この要綱は、本市における多文化共生による地域づくり及び国際交流活動を推進

することをもくてきとして、こうえきざいだんほうじんとよはししこくさいこうりゅうきょうかい い か きょうかい
することを目的として、公益財団法人豊橋市国際交流協会（以下「協会」という。）が

せつち こうしはけんじんざい い か じんざい かん ひつよう じこう さだ
設置する「講師派遣人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に関し、必要な事項を定める

ことをもくてきとする。

じんざい しゅるい かつどう
(人材バンクの種類と活動)

だい じょう じんざい しゅるい かつどう つぎ
第2条 人材バンクの種類と活動は、次のとおりとする。

ごがくじんざい
(1) 語学人材

きょうかいたま ぎょうかい どうろくしゃ しょうかい いらい こじん だんたい い か いらいしゃ
協会又は協会に登録者の紹介を依頼する個人もしくは団体（以下「依頼者」とい
う。）の求めに応じ、通訳及び翻訳を行う。

こくさいりかいきょういく ぶんかしょうかいじんざい
(2) 国際理解教育・文化紹介人材

きょうかいたま いらいしゃ もと おう がいこくぶんか しょうかい にほんぶんか しょうかい こくさいりかい
協会又は依頼者の求めに応じ、外国文化の紹介、日本文化の紹介や国際理解のための
こうぎとう おこな
講義等を行う。

にほんごしどうじんざい
(3) 日本語指導人材

にほんご ぼご じゅうみん たいしょう にほんごしどう おこな
日本語を母語としない住民を対象に日本語指導を行う。

とうろく ようけん
(登録の要件)

第3条 人材バンクに登録できる者は、本制度の目的に賛同し、多文化共生・国際交流

活動に理解と熱意のある者で、次の要件を満たす、心身ともに健康な満18歳以上の者とする。

(1) 語学人材

依頼者からの求めに必要な語学力を有し、本制度で依頼される通訳・翻訳を業として

行わない者であること

(2) 国際理解教育・文化紹介人材

日本や外国の文化、習慣等を原則日本語で紹介できること。ただし、通訳を介す

場合、依頼者からの依頼が外国語での紹介である場合はその限りではない。

(3) 日本語指導人材

原則日本語で日本語を指導できること（外国語力不問）。

2 前項に掲げる人材であっても、次に掲げる人材は登録の対象としないものとする。

(1) 本制度を個人的利益や目的のために利用しようとする者

(2) 暴力団員並びに暴力団員と密接な関係にある者

(登録の手続き等)

第4条 人材バンクに登録することを希望する者は、「講師派遣人材バンク登録申込書」

(様式1) に必要事項を記入し、協会に提出するものとする。

2 協会は、前項に規定する申込書を受理したときは、概ね2週間以内にその内容を審査

し、登録の可否を決定するものとする。

3 前項の決定をしたときは、その結果を当該申込者に速やかに通知するとともに、可と決定したときは、遅滞なく登録者名簿に登載するものとする。

4 登録者名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに協会に連絡するものとする。

(登録期間)

第5条 人材バンクの登録期間は、3年間（4月1日から翌年3月31日までを1年とする。以下同じ。）とし、3年経過ごとに更新手続きを行うものとする。

ただし、新規の登録にあつては、登録した日の属する年度を含め3年間とする。

(登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申し出があつたとき
- (2) 登録者が、本要綱に規定する登録者の責務に違反したとき
- (3) 登録者が、連絡が取れない等所在不明となつたとき
- (4) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき
- (5) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報保護)

第7条 協会は、人材バンクへの登録及びその活動を通して入手した個人情報について

適正に管理し、人材バンク制度の運用以外の目的には使用してはならない。

ひみつ ほじ
(秘密の保持)

だい じょう とうろくしゃ とうがいかつどう し え じょうほう だいさんしゃ も また もくてきがい しょう
第8条 登録者は、当該活動によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的外に使用し
てはならない。

いらいしゃ はんい
(依頼者の範囲)

だい じょう とうろくしゃ しょうかい いらい つぎ かくごう がいとう もの
第9条 登録者の紹介を依頼できるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) とよはししみんおよ しみん こうせい だんたい
豊橋市民及び市民で構成する団体
- (2) たきょうかい とく ひつよう みと こじんおよ だんたい
その他協会が特に必要と認める個人及び団体

りようほうほう
(利用方法)

だい じょう いらいしゃ げんそく かつどう きぼう ひ げつまえ こうしほけんじんざい
第10条 依頼者は、原則として活動を希望する日の1か月前までに、「講師派遣人材バンク

しょうかいいらいしょ ようしき ひつようじこう きにゆう かんけいしょるい そ ていしゆつ
紹介依頼書」(様式2)に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出するものとする。

2 きょうかい ぜんこう しょうかいいらい ないよう てきとう みと とうろくしゃめいぼ いらい ないよう てき
協会は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めたときは、登録者名簿から依頼の内容に適
した登録者を選定するものとする。

3 きょうかい ぜんこう せんてい おこな すみ せんてい とうろくしゃ い か こうし
協会は、前項の選定を行ったときは、速やかに選定した登録者(以下「講師」とい

う。)に通知し、承諾を得るとともに、「講師派遣決定通知書」(様式3)により、依頼者
に通知するものとする。

4 きょうかい だい こう いらい ないよう ふてきとう みと また てきにんしゃ そんざい
協会は、第1項の依頼の内容を不適当と認めたとき、又は適任者が存在しなかったとき

は、速やかにその旨を依頼者に通知するものとする。

5 いらいしゃ えいりもくてき じんざい せいど りよう
依頼者は、営利目的のために、人材バンク制度を利用してはならない。

いらいしや せきむとう
(依頼者の責務等)

だい じょう いらいしや ぜんじょうだい こう こうしほけんけつていつうちしょ じゆり すみ
第11条 依頼者は、前条第3項により、講師派遣決定通知書の受理したときは、速やか

に、講師に対し活動内容等の詳細について、通知するとともに、必要に応じて十分な事前

せつめい おこな
説明を行わなければならない。

2 いらいしや こうしけつていご かつどうないようとう へんこう しょう ばあい すみ こうしおよ きょうかい
依頼者は、講師決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに講師及び協会に

れんらく
連絡しなければならない。

3 いらいしや げんそく こうし かつどうちゆう まんいち じ こ そな こうし ほしょう たいしょう
依頼者は、原則として、講師の活動中の万一の事故に備え、講師を補償の対象とする

ほけん かにゆう ひよう ふたん
保険に加入し、その費用を負担しなければならない。

4 いらいしや かつどうしゅうりようご こうしほけんじんざい かつどうじょうきょうほうこくしょ ようしき ひつよう
依頼者は、活動終了後、「講師派遣人材バンク活動状況報告書」(様式4)に必要な

じこう きにゆう かつどう しゅうりよう ひ かげつくない きょうかい ていしゆつ
事項を記入し、活動の終了の日より1ヶ月以内に協会に提出しなければならない。

5 いらいしや こうし こじんじょうほう てきせい かんり
依頼者は、講師の個人情報 を適正に管理しなければならない。

しやきん けいひ ふたんとう
(謝金・経費の負担等)

だい じょう こうし しゃれいとうりよう とう けいひ いらいしや ふたん
第12条 講師の謝礼等利用に要する経費は、依頼者が負担するものとする。

2 こうし しゃれいとうりよう かん じょうけん いらいしや こうし そうほう ちよくせつ きょうぎ けつてい
講師の謝礼等利用に関する条件は、依頼者と講師の双方で直接、協議し決定するものとする。

めんせきなど
(免責等)

だい じょう こうしおよ いらいしや かつどうちゆう じ こ ふちゆうい たもの そんがい あた
第13条 講師及び依頼者は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのない

じゅうぶん はいりよ
よう十分に配慮しなければならない。

2 講師の活動又は活動の不履行により依頼者が被った損害について、協会は賠償の責を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。